

税の申告は早くお早めに

申告期間
2月16日
～
3月15日

市・県民税の申告

平成21年中（1月1日～12月31日）に所得のあった方は、所得の多少にかかわらず3月15日までに市へ申告してください。

市・県民税の申告の必要のある方

①平成22年1月1日現在で飯山市に住所がある方、居住している方
②飯山市内に事務所、事業所、家屋敷がある方

ただし、次の方は申告の必要はありません。
※申告の必要がない方
 ▽税務署へ所得税確定申告書を提出する方
 ▽収入が1か所からの給与または公的年金等だけで、支払者から市役所へ「給与支払報告書」等が提出されている方
 ※2カ所以上から給与や年金をもらっている方や「給与支払報告書」が提出されていない方、各控除を受けようとする方は申告が必要

所得税の申告

所得税の確定申告は、昨年一年間の所得と税額を自分で計算して、申告・納付する手続きです。

2月16日から3月15日までの間に、信濃中野税務署（☎0269-23151）へ申告してください。申告期限間近は大変混雑しますので、お早めにお願います。

所得税の確定申告

日時 2月24日（水）～25日（木）
午前9時30分～12時および午後1時～3時
場所 市役所4階 第2、第3委員会室

※事前の予約はできません。

税理士との無料相談

①年金受給者・給与所得者の還付申告
日時 2月3日（水） 午前9時30分～午後4時
場所 次の各税理士事務所
猪瀬康夫（秋津 ☎02076-5555）
飛澤茂（飯山 ☎02633355）

申告相談を行います

●申告相談受付時間（地区ごとの期日は下表参照）
午前9時～11時30分、午後1時～3時
●持ち物
①前年中の所得がわかるもの（源泉徴収票、営業や農業、不動産所得の收支内訳書、農業所得の申告書控など）②生命保険、地震保険、国民年金保険料等の払い込み証明書類 ③印かん
※申告内容によっては税務署へ行っていただく場合があります。（青色申告者、贈与税関係等）

申告相談の日程

月日	会場	地区	対象地区
2月17日（水） 2月18日（木）	柳原地区活性化センター	柳原	藤ノ木、山口、四ツ屋、上新田、大川、涌井、堰口、大平、小佐原、南条、笹川
2月19日（金） 2月22日（月） 2月23日（火）	富倉地区活性化センター 秋津地区活性化センター	富倉 秋津	富倉地区全域 上組、中山根、伍位野、茂右工門新田、深沢、飯駒、荒船、大久保、中町、中町北部、北畑、秋津中央、南善寺
2月24日（水） 2月25日（木）	瑞穂地区活性化センター	瑞穂	戸那子、中組、富田、福島、関沢、神戸、小菅、針田、笹沢、柏尾、北原
2月26日（金）	岡山地区活性化センター	岡山	岡山地区全域
3月1日（月） 3月2日（火）	常盤地区活性化センター	常盤	大池、上水沢、下水沢、大塚、小泉、戸狩、戸狩新田、上野、大倉崎、柳新田、戸隠、小沼
3月3日（水） 3月4日（木）	太田地区活性化センター	太田	小境、柳沢、五束、堀之内、北条、五荷、瀬木、三郷、蕨野、曾根、今井、大深
3月5日（金） 3月8日（月） 3月9日（火）	外様地区活性化センター 木島地区活性化センター	外様 木島	外様地区全域 山岸、其綿、吉、上新田、野坂田、安田、坂井、下木島、天神堂
3月10日（水） 3月11日（木）	飯山市公民館	飯山	県町、新町、上町、栄町、鉄砲町、奈良沢、上倉、肴町、本町、福寿町、田町、北町、愛宕町、神明町、市ノ口、有尾、西山、曙町、分道、金山、斑尾、南新町、松倉
3月12日（金） 3月15日（月）	飯山市公民館	全地区	市内全域

主な税制改正等

「定額給付金」は非課税

「定額給付金」には市・県民税、所得税は課されません。

減価償却資産の法定耐用年数が変わりました

①「機械及び装置」を中心に資産区分の整理、法定耐用年数の見直しが行われました。
 ※平成21年以前に取得した減価償却資産も、新しい法定耐用年数により計算することとなります。
 ②細かく分類されていた「農業用機具・機械」が「農業用設備」に統合され、耐用年数がすべて7年となりました。

詳しくは「収支内訳書の書き方」、または国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）をご覧ください。

平成20年分から寄附金控除制度が改正されました

ふるさと納税による寄附金のうち、一定の金額を限度として5000円を超える金額が所得税では所得控除が、市・県民税では税額控除がされます。

《市・県民税税額控除について》
 ①都道府県・市区町村、長野県共同募金会、日本赤十字社長野県支部に対して5000円以上支出した寄附金がある場合は、次の額を市・県民税の所得割額から控除します。

【寄附した金額の5千円を超える部分の金額×10%】
 ※ただし寄附対象金の限度額は総所得の30%まで

②都道府県・市区町村への寄附金（ふるさと納税）については①の控除の他に一定の金額を限度として5000円を超える金額が住民税の所得割額から控除されます。

上場株式等の配当所得について

平成21年1月1日から上場株式等の配当所得について、申告分離課税を適用することができるようになり、上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算ができるようになりました。

平成21年に入居した方の住宅借入金等特別控除について

住宅を新築し（または一定要件に該当する中古住宅の購入）、平成21年中に入居した方について、次のとおり所得税から一定額が控除できるようになります。

・控除対象期間…10年
 ・控除額…「借入金の年末残高×1%」で計算された金額（ただし、控除額は50万円が限度）
《「認定長期優良住宅」には優遇措置》
 上記の住宅借入金特別控除に該当する方で、新築した住宅が「認定長期優良住宅」（または購入した住宅が建築後使用されたことのない認定長期優良住宅）である方は、優遇措置により下記の計算式で控除額が計算されます。
 ・控除額…「借入金の年末残高×1.2%」で計算された金額（控除額は60万円が限度、平成21年6月4日以降に入居した場合に限る）

市・県民税から住宅借入金特別控除をできる場合があります

平成21年から25年までの間に入居し、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額がある場合、翌年度の市・県民税（所得割）からその額を控除できるようになりました。
 ※平成11年から平成18年末までに入居した方で、所得税で控除しきれない額を市・県民税から控除する場合に、これまでは各個人で市への申告が必要でしたが、今年から不要となりました。

申告相談の電話自動予約をご利用ください 予約専用電話番号 62-3441

2月9日 午前10時より 電話自動予約受付を開始します	電話メッセージ	押す（ダイヤルする）番号
電話自動予約システム ●2月9日の10時から申告相談の受付が電話で予約できます（24時間）。各相談日の前日の午後3時まで受け付けています。（IP電話から予約はできません） ●相談日が月曜の場合は、前週の金曜日の午後3時までとなります。 ●利用方法は右のとおりです。また、市県民税の申告書と一緒に送る「市県民税申告の手引き」にも記載してあります。 ●電話予約は該当地区以外は受け付けできません。 ●3月12日、15日の予約はできません。	①「こちらは、飯山市税務相談自動電話予約です。最初に『*（星印）』と『0（ゼロ）』を続けて押ししてください。」	発信音の後に、あなたの電話機の [閉] または [トーン] ボタン、続けて [0] を押ししてください。 [2] へ進めない方は携帯電話からおかけ直してください
	②「予約は『1』、取り消しは『3』、確認は『5』を押してください。」	予約は [1] を押す （予約を取り消すとき：[3]、予約を確認するとき：[5]）
	③「あなたの自宅の固定電話番号を押してください」	あなたの自宅の電話番号を押します 62局1234番なら [6] [2] [1] [2] [3] [4] と押します。
	④「あなたの電話番号は⑥②の①②③④ですね。よろしければ『1』、間違っている場合は『3』を押してください。」	番号が正しいときは [1] を押します （[3] を押すと、もう一度 [2] に戻ります。）
	⑤「予約希望の日を押してください」	4けたで押します 2月20日なら [0] [2] [2] [0] と押します。
	⑥「予約希望時間を押してください。」 （予約時間は午前9時から午後3時30分まで、30分単位で受け付けます。）	24時間形式、4けたで押します 午前9時の場合は [0] [9] [0] [0] と押し、午後2時30分の場合は [1] [4] [3] [0] と押します。
	⑦「予約は、〇月〇日〇〇時〇〇分になります。よろしければ『1』、時間が不都合なら『3』、希望日を変えたいときは『5』を押してください。」（希望時間が予約でいっぱいの際は、別の希望時間を押してください）	予約日時がよければ [1] を押します （時間を変えたいとき：[3] [5] に戻ります） （日にちを変えたいとき：[5] [5] に戻ります）
	⑧「当日多少お待ちいただくこともありますが、あらかじめご了承ください。ありがとうございました。これで、受付を終わります。」	最後まで聞いてから受話器を置いてください これで予約完了です。当日は、予約時間までに相談会場へお越しください。